

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加申請書等の提出を招請する。

令和5年10月2日

甲府市長 樋口 雄一

1 事業名

甲府市歴史文化交流施設整備等事業

2 事業概要

本事業は、公共施設等マネジメントの視点を踏まえ、甲府城南側における歴史文化交流施設、交流広場及び駐車場の整備等をDBO方式（Design Build Operate）により実施するものである。

なお、設置する施設等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の規定による公の施設とし、選定事業者を同法第244条の2第3項の規定による指定管理者として指定することを予定している。

3 事業期間

契約締結日から令和17年3月31日まで

4 参加資格要件等

（1）参加申請者

①申請者は、本事業に参加する単独事業者又は共同事業者（複数の企業、団体等）のいずれも可とし、共同事業者の場合は、本事業の各業務にあたる者により構成されるものとする。

②申請者は、本事業の実施主体となることができ、かつ事業を確実に実施することができる企業、公益法人及び公的法人及びその他団体とする。

③申請者は、本市の公共施設等マネジメント等の主旨を十分に理解したうえで申請するものとする。

④共同事業体で申請する場合は、「代表事業者」を定めるものとする。

⑤申請者は、構成事業者をすべて明らかにするとともに、役割分担を明確にするものとする。

※代表事業者は、常に事業全体を把握し、事業に従事する者を指揮・監督する「管理責任者」を定め、円滑な事業の遂行を総括するものとする。

※管理責任者は、必要な業務の漏れ、不整合その他の事業実施上の障害が発生しないよう事業者間の適切な調整に努めるとともに、本市との協議が円滑かつ迅速に行えるよう努めるなど、事業全体を総括する責任を負うものとする。

(2) 申請者の役割

申請者は、次の業務の役割分担を定めるものとする。

業務総括役割 (代表事業者)	本市との対応窓口。 申請及びそれ以降の提案に係る諸手続きと、業務契約等に係る計画書等の作成及び業務契約等の調整を行い、業務全体を総括する責を負うものとする。
設計業務役割 (構成事業者)	設計に係る業務遂行の責を負うものとする。
工事監理業務役割 (構成事業者)	工事監理に係る業務遂行の責を負うものとする。
施工業務役割 (構成事業者)	建築工事、電気工事、管工事に係る業務遂行の責を負うものとする。
開業準備業務役割 (構成事業者)	開業準備に係る業務遂行の責を負うものとする。
維持管理運營業務役割 (構成事業者)	維持管理及び運営に係る業務遂行の責を負うものとする。

(3) 申請者の制限

次の①～⑥のいずれかに該当する者は、申請者及び構成事業者となることができない。また、申請様式等を山梨県警察本部等へ照会することに同意できない者も同様とする。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者

②地方自治法施行令第167条の4第2項に基づく本市の入札参加制限を受けている者

③会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立てがなされている者

④本市の指名停止を受けている者

⑤地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けてから3年を経過していない者

⑥次に該当する者

ア 暴力団（甲府市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1項第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（甲府市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1項第2号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団員等（甲府市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1項第3号に規定する暴力団員等をいう。）、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団、その他これに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」という。）が経営に実質的に関与していると認められる者

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、反社会的勢力等を利用するなどをしたと認められる者

ウ 役員等が、反社会的勢力等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力等の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を過去及び現在において受けている団体及びその代表者、主催者又はその他の構成員

オ 国税及び地方税に滞納がある者

（4）資格要件

①代表事業者及び開業準備業務並びに維持管理運営業務を担う構成事業者は、特段の資格要件は定めない。

- ②施設整備等にあたっては、一級建築士を設計及び工事監理担当にあてること。
なお、必要に応じて、建築設備士、技術士（電気・電子、機械、環境、衛生工学）の資格者を配置すること。
- ③施設整備等を担う構成事業者は、法令の定めにより必要な建設業許可を有する者であること。
- ④施工業務を担う構成事業者は、市内に本店を有し、本市の入札参加資格の建築工事A、電気工事A及び管工事Aで登録されている者を必ず含むこと。
- ⑤設計業務及び工事監理業務を担う構成事業者は、本市の入札参加資格を有する者であること。
- ⑥各業務を実施するにあたり、必要な資格（許可、登録、認定等）を有する者であること。
- ⑦維持管理運営業務を担う構成事業者は、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受けている又は施設の供用開始までに登録を受ける予定の者であること。

5 手続き等

（1）要項等の配布

「甲府市歴史文化交流施設整備等事業募集要項」等を甲府市のホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。

（2）提出方法等

参加申込みの方法、提出期限及び提出先等については、募集要項等を参照すること。

6 連絡先

甲府市役所 産業部商工観光室観光課観光係（本庁舎8階）

甲府市丸の内一丁目18番1号

電話 055-237-5702

FAX 055-227-8065

メール sangkaka@city.kofu.lg.jp